

意見書における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解とを併記した意見対照表

○意見書の枚数・・・1通（反対）

二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事並びにこれに伴う一般国道2号幣塚橋架替工事及び市道付替工事並びに関連工事に伴う附帯工事

項目（区分）	整理番号	項目（細区分）	意見の要旨	認定庁の見解
事業計画	1	河川改修の必要性	幣塚橋付近の瀬戸川は、これまで大雨によって水が溢れたことはなく、近辺の家が浸水などの被害を受けたことがない状況の中、あえて多額の税金を投入して、必要性の薄い河川改修工事を遂行する合理的な根拠が見いだせない。	<p>瀬戸川の幣塚橋地点では、河道狭小に加え当該橋梁による河積阻害などにより現況流下能力は約50m³/秒と整備計画に定める目標流量の120m³/秒を大きく下回る状況で、治水上のボトルネックとなっている。このことから、幣塚橋付近の瀬戸川は、洪水による浸水被害の危険性が極めて高い。</p> <p>瀬戸川流域での主な過去の浸水被害としては、昭和36年6月の豪雨では魚住地区、二見地区で堤防が決壊し多大な被害が、昭和51年9月の台風17号に伴う豪雨では一般国道2号から第二神明道路までの間で浸水被害が、また平成23年9月の台風15号では幣塚橋左岸下流の護岸浸食や幣塚橋橋台背面の吸出しにより一般国道2号の路面が陥没し人的被害が発生している。</p> <p>こうした護岸の浸食や人的被害も発生したことから、瀬戸川の幣塚橋地点における治水上のボトルネックの解消は急務で、人命及び財産保護の観点から、出来るだけ早期に河川改修を施行する必要があると認められる。</p>
	2	道路（幣塚橋）架替のための迂回路設置	長期間道路の付け替えのための迂回路の設置は、住民に不便を強いるものである。	<p>瀬戸川の拡幅に伴う一般国道2号幣塚橋の架替に当たっては、一般国道2号が明石地域の東西を結ぶ主要幹線道路で交通量も非常に多いことから、全面通行止めによる社会的・経済的損失を考慮し、仮設迂回路の設置により東西交通を確保する計画としている。</p> <p>仮設迂回路の設置に当たっては、建物等の物件移転を避けること、迂回路設置に伴う使用範囲を極力少なくする等影響を最小限に抑えるルートとしているため、幣塚橋の架替は旧橋梁の撤去と新橋梁建設を2期に分けて行う必要がある。また、河川の出水期には河川内工事を控える必要もあることから、工事期間は比較的長期にならざるを得ないが妥当と考えられる。</p>